

【改正後全文】

こ成母第 36 号
令和 5 年 6 月 30 日
一部改正 こ成母第 15 号
令和 6 年 1 月 17 日
こ成母第 242 号
令和 6 年 6 月 5 日

各 都道府県知事
保健所設置市市長 殿
特別区区長

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

母子保健医療対策総合支援事業の実施について

母子保健医療対策総合支援事業については、別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（以下「通知」という。）により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。なお、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」は廃止する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、こどもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 こどもの心の診療ネットワーク事業（別添1）
- 2 性と健康の相談センター事業（別添2）
- 3 妊娠・出産包括支援事業
 - (1) 産前・産後サポート事業（別添3）
 - (2) 産後ケア事業（別添4）
 - (3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（別添5）
 - (4) こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（別添6）
 - (5) 妊娠・出産包括支援推進事業（別添7）
- 4 不育症検査費用助成事業（別添8）
- 5 産婦健康診査事業（別添9）
- 6 新生児聴覚検査体制整備事業（別添10）
- 7 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業（別添11）
- 8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業（別添12）
- 9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業（別添13）
- 10 母子保健対策強化事業（別添14）
- 11 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業（別添15）
- 12 妊婦訪問支援事業（別添16）

第3 国の助成

母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までにこども家庭庁に提出すること。

こどもの心の診療ネットワーク事業

1 事業目的

様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災したこどもの心のケアを行う体制をつくる。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 事業内容

都道府県及び指定都市は、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) こどもの心の診療支援（連携）事業

- ① 地域の医療機関から相談を受けた様々なこどもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援
- ② 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々なこどもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援
- ③ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣
- ④ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

(2) こどもの心の診療関係者研修・育成事業

- ① 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施
- ② 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催
- ③ こどもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成

(3) 普及啓発・情報提供事業

こどもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、こどもの心の問題について普及啓発を図る。

4 その他

本事業の実施に当たっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

性と健康の相談センター事業

1 事業目的

従来「生涯を通じた女性の健康支援事業」として、思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等へのサポート等を実施してきたが、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、3の（9）及び（11）の取組については、都道府県とする。

なお、事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。

3 事業内容

原則として、次の（1）～（5）の取組を基本事業として行うものとする。なお、（6）～（12）の取組については、地域の実情に応じて行うものとする。

- （1）思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する専門的な相談支援
- （2）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催
- （3）相談対応を行う相談員の研修養成
- （4）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する普及啓発
- （5）児童・生徒向けの性に関する教育等を行う専門家等に対する研修
- （6）特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援
- （7）若年妊婦等に対する SNS やアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （8）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （9）HTLV-1 母子感染対策協議会の設置等
- （10）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （11）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援
- （12）その他都道府県内の母子保健の推進のために必要な健康支援

4 実施方法

- （1）3（1）～（5）による基本事業

① 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

② 内容

都道府県等は、原則として、次に掲げる全ての取組を行うこととする。

- ア 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催
- イ 相談指導を行う相談員の研修養成
- ウ 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- エ 学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等への研修会等
- オ 不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む、妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談支援（不妊治療と仕事の両立に関する相談対応を含む。）

③ 支援担当者

本事業の実施に当たっては、次のアに掲げる者を配置するとともに、必要に応じてイに掲げる者を配置することとする。

- ア 医師、保健師又は助産師等
- イ その他事業を実施するに当たり必要な者

④ 留意事項

ア 本事業の実施場所は、保健医療施設等の相談者が利用しやすい施設において実施するものとする。

また、令和3年度までに実施されていた事業類型を踏まえ、4（1）②に掲げる取組毎に複数施設等に委託することも可能とする。

なお、施設等の名称については、必ずしも「性と健康の相談センター」とする必要はなく、実施主体や施設毎に検討し、定めるものとする。「女性健康支援センター」や「不妊専門相談センター」、「健康教育事業」を引き続き活用することも可能とする。

イ 相談指導や講演会及び研修養成等の実施に当たっては、必要に応じて、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮するものとする。

なお、相談指導については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。

ウ 対象者が相談対応の内容や対応時間、所在地等を容易に把握することができるよう、リーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等に配付するほか、必要に応じて、若年世代がアクセスしやすいツールであるインターネットやSNS等を通じた広報活動等を行うものとする。

エ 市町村や医療機関、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関のほか、相談事業を行うNPO法人等が把握した者について、これらの機関から性と健康の相談センターに確実につながるよう、性と健康の相談センターの所在地や連絡先、役割等について広く周知を行うとともに、事業の実施について協力を求める。

(2) 3（6）による産科婦人科受診等支援

① 対象者

次のいずれかに該当し、産科婦人科受診等への同行支援が必要と思われる者

ア 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。以下単に「特定

妊婦」という。)と疑われる者

イ 妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる若者等

② 内容

産科婦人科受診等への同行支援が必要と思われる者を把握した場合に、面談・訪問等によりその状況を確認し、必要に応じて、次のア及びイに掲げる支援を行うとともに、行政機関等関係機関に確実につなぐため、こども家庭センターや、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と情報共有等を行うものとする。また、その後の支援について、必要に応じて、出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援の市町村担当者とも適宜連携を図るものとする。

ア 産科婦人科等医療機関への同行支援

イ 産科受診料等支援（初回分に限る。）

③ 留意事項

ア 産科婦人科等医療機関への同行支援の実施に当たっては、できる限り複数の者で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮するものとする。

また、支援対象者が遠方に居住している場合や性と健康の相談センターの支援担当者による同行支援の実施が難しい場合等には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に協力を依頼するなど、関係機関と連携することが望ましい。

イ 産科受診料等支援（初回分に限る。）は、次に掲げる費用に対する助成とする。ただし、性と健康の相談センターにおける相談指導等を実施する前に、支援対象者がすでに産科婦人科等医療機関を受診していた場合は、対象外とする。

i 明らかに妊娠していると判断できる場合を除き、性と健康の相談センター等において、市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行った上で、医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用

ii 性感染症や月経等に関する受診費用

ウ 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮するものとする。

(3) 3 (7) による若年妊婦等に対する相談支援等

① 対象者

10代等若年で性や妊娠に関する問題で悩んでいる者や、若年に限らず、特定妊婦と疑われる者等（以下「若年妊婦等」という。）

② 内容

次のアに掲げる取組を行うとともに、地域の実情に応じてイの取組を行うものとする。

ア 相談支援等

相談支援等は、以下の(ア)～(エ)に掲げる方法で実施する。ただし、(ア)～(ウ)については、必ず実施するものとする。

なお、相談支援等を実施する際には、地域の実情や若年妊婦等の状況に応じて、夜間休日等の対応を実施するものとする。

- (ア) 窓口での相談支援
- (イ) アウトリーチによる相談支援
- (ウ) コーディネート業務

- i 本事業等によって把握した若年妊婦等を継続的に支援して いくため、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関など、幅広い関係機関との連絡調整を行うものとする。
- ii 4(3)②のウを実施する場合、宿泊施設等との調整を行うものとする。

(エ) SNS等を活用した相談支援

- i 若年妊婦等が相談しやすい体制を整備する観点から、SNS等を活用した相談支援体制の構築を推進し、若年妊婦等からの相談に多様な選択肢を用意することにより、相談支援体制の充実を図るものとする。
- ii SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談支援を実施する。また、必要に応じて、相談員の専門性を向上させるための研修、SNS等による相談支援を効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談支援の技法の開発等を行うものとする。

相談員については、SNS等を活用した相談又は電話相談の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とするものとする。

なお、SNS等を活用した相談支援は、電話や対面による相談支援とは異なる技法が必要になることから、第三者への委託を行う場合も含め、SNS等を活用した相談支援に関する知識や経験を有していない相談員を選考する場合は、相談支援を開始する前に必要な研修等を行うなど、十分な相談支援体制を整えるものとする。

イ 緊急一時的な居場所の確保

アウトリーチによる相談支援や継続的な相談支援等の過程において、若年妊婦等の居所が不安定である等の場合、1週間程度の一時的な居場所として、宿泊施設等を確保するものとする。

なお、宿泊日数については、上記を目安として、状況に応じて適切に判断するものとする。

また、若年妊婦等が再び居所が不安定な状況に置かれないよう、関係機関と連携を行い、確実に次の支援に繋げるものとする。

③ 留意事項

ア 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関と、定期的な協議会を開催するなど、若年妊婦等を突発的に支援することとなった場合でも適切に支援が行えるよう、体制を構築すること。

イ 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることができない。

(4) 3(8)による出生前遺伝学的検査に関する専門的な相談支援

① 対象者

出生前検査を受けた者、受検を検討している者又はその家族

② 内容

ア 相談支援

出生前検査を受けた者、受検を検討している者又はその家族に対し、専門的な相談支援を行うものとする。

イ 相談支援員への研修等

出生前検査に関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。

③ 留意事項

必要に応じ、市町村の子育て関係部署及び障害福祉関係部署との連携を図るものとする。

(5) 3 (9) によるHTLV-1母子感染対策協議会の設置等

① 内容

ア HTLV-1 母子感染対策協議会の設置

(ア) 都道府県は、HTLV-1 母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成する HTLV-1 母子感染対策協議会を設置するものとする。

(イ) HTLV-1 母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。

- i 妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施に関する事項
- ii HTLV-1 母子感染に係る相談窓口に関する事項
- iii HTLV-1 母子感染に関する普及啓発に関する事項
- iv HTLV-1 母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項
- v HTLV-1 母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項
- vi HTLV-1 母子感染対策の評価に関する事項
- vii その他 HTLV-1 母子感染対策の体制整備に関する事項

イ HTLV-1 母子感染対策関係者研修事業

(ア) 都道府県は、医療機関において HTLV-1 母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。

(イ) 研修する事項は以下のとおりとする。

- i HTLV-1 及び HTLV-1 感染が原因で発症する疾病（成人 T 細胞白血病等）に関する基本的事項
- ii HTLV-1 母子感染に関する基本的事項
- iii HTLV-1 母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項
- iv その他 HTLV-1 母子感染対策に関して必要な事項

ウ HTLV-1 母子感染普及啓発事業

都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、

HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。

② 留意事項

事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。

「ヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 母子感染に関する情報の提供について」
(平成 22 年 6 月 8 日雇児母発 0608 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について」(平成 22 年 11 月 1 日雇児母発 1101 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「HTLV-1 総合対策について」(平成 22 年 12 月 20 日健発 1220 第 5 号、雇児発 1220 第 1 号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)

(6) 3 (10) による不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備

① 内容

以下のア及びイの事業を実施する。なお、ア又はイを単独で実施することも差し支えない。

ア 不妊症・不育症等ネットワーク支援

以下の(ア)から(ウ)までの事業を実施する。

(ア) 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催

(イ) 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施

(ウ) 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施

イ ピア・サポート活動等への支援

当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

② 留意事項

ア 当事業の実施に当たり、性と健康の相談センター事業を受託している団体と、別の団体等へ委託することは可能であるが、必ず性と健康の相談センター事業を受託している団体と連携すること。また、事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能であることに留意すること。

イ 4 (6) ①のア(ア)の事業を実施する場合、4 (6) ①のア(ア)に記載した団体など、地域の実情に応じて多様な関係者を協議会の構成員とすること。

ウ 4 (6) ①のア(イ)の実施に当たり配置されるカウンセラーについては、不妊症・不育症に係る最新の知識を有するため、定期的な研修参加等に努めること。

エ 4 (6) ①のア(ウ)を実施するに当たり、また、こどもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけるよう、児童相談所や民間フォスタリング機関等と連携し、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。

オ 4 (6) ①のイの事業を実施する場合、当事者団体の他、ピアサポーターの研修を受講した者など、不妊症・不育症の知見を有し、不妊治療患者等に対して寄

り添った支援を行える者が実施すること。

(7) 3 (11) による基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援

① 対象者

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等

② 内容

妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を都道府県単位で整備するため、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携して全国 47 都道府県の妊娠と薬情報センター拠点病院（以下「拠点病院」という。）に設置された「妊娠と薬外来」が実施している、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ女性等に対する相談支援について、都道府県の「性と健康の相談センター事業」が拠点病院に委託して実施する。

③ 留意事項

本事業は、全国 47 都道府県の拠点病院に設置された「妊娠と薬外来」により、都道府県における妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を整備する趣旨に鑑み、次のとおり実施することとする。

ア 当該相談支援は、こども家庭庁成育局母子保健課が別に定める拠点病院に委託して実施すること。なお、拠点病院への委託額は当該相談支援の費用の 7 割相当額を限度とし、残りは対象者の自己負担とすること。

イ 本事業の実施にあたっては、都道府県医師会及び都道府県産婦人科医会等とも連携しながら管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に事業内容を周知することで、本事業による支援を必要とする方に、妊婦健診等を実施する産婦人科医や基礎疾患に係る治療等を実施する内科医等からも適切に情報提供が行われるよう、体制構築に努めること。

別添3

産前・産後サポート事業

1 事業目的

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、4（2）については、市町村内の支援対象である多胎妊産婦が少人数である場合などに、当該市町村に代わって、都道府県が実施主体となることができる。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。）

また、4（2）②について、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて適切に判断すること。

4 事業の実施方法及び内容

以下の（1）～（4）の事業を実施すること。なお、（2）及び（3）については、単独で実施することは差し支えない。

（1）相談支援等

次の①の（ア）又は（イ）の実施方法により、②の（ア）から（オ）の内容を実施する。

① 実施方法

（ア）アウトリーチ（パートナー）型

実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談等に対応すること。

（イ）デイサービス（参加）型

公共施設等を活用し、集団形式等により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応すること。

② 内容

（ア）利用者の悩み相談対応やサポート

（イ）産前・産後の心身の不調に関する相談支援

（ウ）妊産婦等をサポートする者の募集

（エ）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催

（オ）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

（2）多胎妊産婦等支援

① 多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合、外出が困難な場合など、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

② 多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭（以下、「多胎妊産婦等」という。）のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。

(3) 妊産婦等への育児用品等による支援

妊産婦等の状況確認や医療提供体制・相談支援体制に関する情報提供について、直接面談により行う機会を設けるため、市区町村の創意工夫を活かした取組を実施する。

(例) 葉酸サプリや母子栄養食品、育児用品の支給（紙おむつ等） など

4) 出産や子育てに悩む父親に対する支援

① ピアサポート支援等

以下の（ア）及び（イ）を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換、こどもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を行う。

(ア) 父親の交流会等の実施

(イ) 子育て経験のある父親による個別の相談支援の実施

② 父親相談支援

以下の（ア）及び（イ）を実施することで、妻の妊娠・出産やこどもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態への支援を行う。

(ア) 以下の（イ）の研修を受けた者又は当該者と同等の知識を有する者による相談支援の実施

(イ) 父親のカウンセリングを行うに当たり、必要となる知識を修得するための研修の実施

5 実施担当者

次の（１）から（４）までに掲げる者を必要に応じて配置すること。ただし、４（１）

②（イ）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、（１）に掲げる専門職を担当者とするのが望ましい。また、利用者に直接支援を行う者に対して講習会を実施する等、利用者に対する適切な支援が行えるよう配慮すること。

(1) 助産師、保健師又は看護師

(2) 子育て経験者、シニア世代の者等

(3) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

(4) 4（２）②については、多胎妊産婦等への支援に関する研修を受けている等必要な知識・経験を有する者

6 母子保健関係機関等との連携体制の整備

事業の円滑な実施を図るため、市町村保健センター等の関係機関との連携を図ること。

7 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、こども家庭センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。
- (2) 妊娠の届出等において、多胎妊産婦等を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、多胎妊産婦等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 4（2）を実施する場合、多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他市町村と共同で実施することは差し支えない。ただし、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。
- (4) 都道府県が市町村に代わって4（2）を実施する場合、当該都道府県は、当該市町村に対して、あらかじめ協議するとともに、事業の実施に当たって必要な情報の共有を適宜行うなど、十分な連携体制を構築すること。
- (5) 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。
また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点で同意を得ておくこと。
なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。
- (6) 支援におけるこどもの事故のみならず、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。
- (7) 次に掲げる事業は対象から除外する。
 - ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
 - ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
 - ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助（但し、4（2）②を除く）
 - ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業
 - ⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業（但し、4（3）を除く）
- (8) 4（3）を実施する場合、早期に支援につなげることを目的としているため、必ず妊産婦等との接触を図ること
- (9) より多くの妊産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。
- (10) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- (11) 子育て経験者等の実施担当者の名簿を作成すること。
- (12) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- (13) 個人情報の保護に十分留意すること。
- (14) 事業実施中におけるこどもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険

に加入すること。

(15) (1) から (14) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

別添 4

産後ケア事業

1 事業目的

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

出産後1年以内の母子であって、産後ケア（4（3）の①から⑤に掲げる心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者

4 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の（2）の①、②又は③の実施方法により、原則として（3）の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。

（1）管理者

産後ケア事業を管理する者を定めること

（2）実施方法

① 短期入所（ショートステイ）型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。

② 通所（デイサービス）型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

③ 居宅訪問（アウトリーチ）型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

（3）内容

① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）

② 褥婦に対する療養上の世話

③ 産婦及び乳児に対する保健指導

④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

⑤ 育児に関する指導や育児サポート等

5 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて（1）を配置したうえで、（2）及び（3）の担当者を配置すること。また、短期入所型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の

助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

- (1) 助産師、保健師又は看護師
- (2) 心理に関する知識を有する者
- (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

6 実施場所

(1) 短期入所（ショートステイ）型

利用者が宿泊する施設は、原則として次の①から③までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

- ① 居室
- ② カウンセリングを行う部屋
- ③ 乳児の保育を部屋
- ④ ①から③までの他、事業の実施に必要な設備

(2) 通所（デイサービス）型

個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

(3) 居宅訪問（アウトリーチ）型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

7 関係機関との連携体制の整備

- (1) 妊婦・出産・産後のケアの連続性を担保し、事業の円滑な実施を図るため、都道府県、医師会、助産師会等の協力を得て、多職種、多機関が連携した支援体制を整備すること。
- (2) 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- (3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

8 利用料

本事業の実施に当たり、利用者から利用料を徴収することができる。

ただし、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、全ての利用者を対象に、利用者が属する世帯の所得の状況（住民税非課税かそれ以外か等）に応じた利用料の減免措置を講じるよう努めること。

9 支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合の対応

産後うつのリスクの高い産婦など、支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合において、当該産婦に対する適切なケアを行うため、以下の（1）から（5）までの全ての取組を行う場合に別途加算の対象とする。

- (1) 当該産婦に対するアセスメントの実施

- (2) 上記(1)によるアセスメントや個々の状況を踏まえたケアプランの作成
- (3) ケアプランに基づくケアの実施及びケア実施後の当該産婦の心身の状況等の確認や指導内容等の振り返り
- (4) 当該産婦の産後ケア事業の利用中及び利用後における市町村(母子保健部署)との情報共有や、市町村において必要な支援(産後ケア事業の利用後の支援を含む。)を実施するための連携
- (5) 上記(1)から(4)までの取組に関する記録の作成及び当該記録の保存・管理

10 留意事項

本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。
- (2) 多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 地域の実情に応じて、夜間・休日を問わず、利用者のニーズに応じた受入れ体制を確保すること。
- (4) 他市町村と共同で実施する場合は、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。
- (5) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点で同意を得ておくこと。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

- (6) 都道府県が母子保健対策強化事業(うち、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業)や妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業を活用して設置・開催する協議会において行われる、産後ケア事業を含む母子保健事業に関する実施体制の整備・委託先の確保などに係る協議に対し、必要な協力を行うとともに、妊産婦のメンタルヘルス(精神疾患を含む)に関するネットワーク体制の構築等の取組と連携を図ること。
- (7) 利用者及びその子ども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること。短期入所(ショートステイ)型及び通所(デイサービス)型を実施する場合は、施設内における安全に関するマニュアル(事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制(対応のフロー図を含む)、重大事案等発生時の対応などの事項を定めたもの)を作成するとともに、担当職員への周知徹底、研修の実施など、安全管理のための体制構築を図ること。

また、事故等の事案発生時の連絡体制を整備するとともに、委託元の市町村への報告及び事故等の発生原因の検証や再発防止策の実施に努めること。

上記の安全に関するマニュアルの作成及び、担当職員への周知徹底を含む安全管

理のための体制については、令和6年12月31日までの間に構築することとし、当該期間までの間は本留意事項を満たすものとみなすものであること。

(8) 次に掲げる事業は対象から除外する。

- ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
- ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
- ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助
- ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業

(9) より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。

(10) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。

(11) 個人情報の保護に十分留意すること。

(12) 事業実施中におけるこどもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

(13) 本事業の全部又は一部を団体等に委託する場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。

(14) (1) から (13) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

別添5

妊娠・出産包括支援緊急整備事業

1 事業目的

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

2 事業主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象施設

産前・産後サポート事業若しくは産後ケア事業を実施し、又は実施を予定している施設（当該市町村若しくは受託事業者が所有し、又は賃借しているものに限る。）

4 事業内容

産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。

5 事業の対象事例

- ・ パソコンを設置するための配線工事
- ・ 冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・ 幼児用トイレの設置
- ・ 幼児用シンクの設置
- ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置
- ・ 調乳ユニットの設置
- ・ 玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・ 畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・ 相談室の間仕切り
- ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕

6 事業の実施期限

各年度3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。

7 留意事項

別添3「産前・産後サポート」のうち多胎妊産婦等支援や、別添4「産後ケア事業」について、他市町村と共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

別添6

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業

1 事業目的

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）に係る開設準備のために、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）を開設するまでの準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行う。

ただし、こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）の設置に要する施設整備や設備整備等は本事業の対象から除外する。

4 留意事項

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）を市町村で共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

妊娠・出産包括支援推進事業

1 事業目的

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

3 事業内容

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。

(1) 連絡調整会議

都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。

(2) 保健師等の専門職への研修

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、こども家庭センター、利用者支援事業（こども家庭センター型）を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。

(3) ニーズ把握調査

産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。

(4) 市町村共同実施の推進

都道府県が主導し、市町村での共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。

(5) その他

上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するための支援を行う。

なお、市町村による産婦健康診査事業及び利用者支援事業（こども家庭センター型）の連携にも資するような支援を行うこと。

不育症検査費用助成事業

1 事業目的

先進医療に位置づけられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的な負担軽減を図るとともに、当該検査について将来的な保険適用を目指すことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

3 対象者

既往流死産回数が2回以上の者

4 対象となる検査 及び助成額

(1) 対象検査

以下の検査（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）であって、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）を対象とする。

流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年11月30日厚生労働省告示第340号）

(2) 助成額

一回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。ただし、6万円を上限とする。

5 実施方法

都道府県等が、3に定める対象者が4に定める検査の受検に要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

6 助成の申請及び決定

(1) 助成の申請

① 助成を受けようとする者は、原則として、検査が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）に申請を行うものとする。

② 申請に当たっては、不育症検査費用助成事業申請書様式（別紙1を参考とすること。）及び必要書類を添付する。

(2) 助成の決定

① 当該年度分の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。

- ② 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

7 広報活動等

- (1) 都道府県等は、不育症検査・治療に携わる保険医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。
- (2) 都道府県等は、助成を受けようとする者が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。
- (3) 不育症に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不育症に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、都道府県等は、本事業の実施に当たって、別添2に掲げる「性と健康の相談センター」を設置し、不育症に対する支援を行うとともに、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。
- (4) 都道府県等は、実施医療機関の施設要件として、以下を確認すること。
 - ・ 当該患者に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関であること。
 - ・ 不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関であることを確認すること。
- (5) 都道府県等は、先進医療として告示されている不育症検査を実施する管内の保険医療機関を、厚生労働省地方厚生局のホームページの確認及び地方厚生局への問い合わせにより、把握すること。

8 実績・成果の把握

- (1) 都道府県等は、助成を受けようとする者に対し、あらかじめ以下の事項を説明すること。
 - ・ 都道府県等は、別紙1「不育症検査費用助成検査受検証明書」に記載された検査結果等について、個人が特定されない形で国に提出すること。
 - ・ 当該検査結果等について、国が集約・分析等を行い、施策の検討に活用すること
- (2) 都道府県等は、年度ごとに、申請者から提出のあった上記項目を記載した別紙2不育症検査結果総括表を作成し、次年度の6月末までにこども家庭庁に提出すること。

9 留意事項

- (1) 都道府県等は、助成の状況を明確にするため、必要に応じて、不育症検査費用助成事業台帳（様式は別紙3を参考とすること。）を備え付け、助成の状況を把握すること。
- (2) 都道府県等は、申請等事務手続きに当たって、助成を受けようとする者の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

産婦健康診査事業

1 事業目的

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、（1）～（3）の要件を満たすこと。

- （1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。
- （2）産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から市町村へすみやかに報告されるよう体制を整備すること。
- （3）産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、別添4「産後ケア事業」による支援を行うこと。

3 対象者

出産後間もない時期の産婦とする。

4 対象となる産婦健康診査

（1）内容

- ① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ② 体重・血圧測定
- ③ 尿検査（蛋白・糖）
- ④ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと

（2）回数

対象者1人につき2回以内とする。

5 産婦健康診査の実施等

- （1）本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。
- （2）産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- （3）産婦健康診査の結果を踏まえ、別添4「産後ケア事業」による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。
また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。

6 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、2（1）～（3）を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。
- (2) 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。
- (3) 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含むこと。
- (4) 産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等と連携できるような連携体制を整備することが望ましい。

新生児聴覚検査体制整備事業

1 事業目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

また、都道府県における新生児聴覚検査の結果の集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等の実施、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施や、聴覚検査機器（自動ABR）を所有していない小規模の産科医療機関等による購入の支援を実施することで、新生児聴覚検査の体制を整備し、受検率の向上を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。なお、3（5）については、事業の全部又は一部を都道府県が指定する医療機関等へ委託することができる。

3 事業内容

都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部（（1）は必須）又は全部を実施するものとする。

- （1）行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催
- （2）医療機関従事者等に対する研修会の実施
- （3）新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- （4）都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- （5）新生児聴覚検査管理等事業

都道府県もしくは都道府県が委託する中核的な医療機関（以下「都道府県等」という。）において、以下の①～④の事業を実施する。

① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有

産科医療機関等が実施する新生児聴覚検査の検査結果において、要再検査（リファー）と判断された子が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、精密検査機関及び市町村と情報共有を行い、当該子が漏れなく精密検査を受検できるようにする。

また、当該子が精密検査を受検後、難聴と診断された場合は、速やかに療育機関につながるよう体制を整備し、併せてその状況を把握する。

② 市町村への指導等

管内市町村において、新生児聴覚検査の受検状況等の把握や集計を行っているか確認するなど、適切な指導等を実施する。

③ 相談対応等

(ア) 難聴と診断された子を持つ親等への相談対応や、精密検査機関及び療育機関の紹介

(イ) 産科医療機関等や、市町村からの新生児聴覚検査に関する相談対応

④ 検査状況・精度管理業務

新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や精度管理を行う。

(6) 聴覚検査機器購入支援事業

聴覚検査機器を所有していない小規模の産科医療機関等が、聴覚検査機器（自動 ABR）を購入する場合に、購入費を支援する。

(7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

4 留意事項

(1) 都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況（公費負担の実施、検査の受検者数・未受検者・受検率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。

なお、協議会の設置については、名称や設置形態を問わず、既存の協議会等において協議等を行うものでも差支えない。

(2) 3（5）を実施する際には、別途示す手引き書を参考に実施すること。

(3) 3（5）①を実施する場合は、関係機関との協議会を活用するなどにより、市町村や産科医療機関と連携を図り、新生児聴覚検査の受検状況の把握、及び難聴と診断された子を速やかに療育機関へ繋げられるようにすること。

(4) 本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。

(5) 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることはできない。

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

1 事業目的

予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、こどもが死亡した時に、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を複数の機関から収集し、複数の機関と専門家により死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

本事業では、こどもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえたこどもの死亡の予防策を都道府県知事へ提言を行う事業を、モデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、国へフィードバックすることで、今後のCDRの体制整備に向けた検討材料とすることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。なお、この事業の一部を医療法人、その他の機関又は団体に委託することができる。

3 事業の内容及び実施方法

次の（１）～（３）の内容を実施する。

（１）推進会議（協力体制の構築）

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する情報提供依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、情報の収集等を円滑に行う環境を整える。

（２）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的死因、社会的背景）について、関係機関等から、標準化した様式を用いて収集し、リストを作成する。

なお、情報収集の際に使用する様式やリストについては、別に示すものを参考とすること。

（３）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。検証結果については、標準化した様式に記録する。さらに、都道府県知事に対し、検証結果を基とした今後の対応策などをまとめた提言を行う。

なお、検証結果を記録する様式については、別に示すものを参考とすること。

4 留意事項

（１）本事業では、実際の解剖等にかかる費用は補助しない。

（２）本事業を委託で実施する場合は、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業の内容についての理解や円滑に事業を実施するための経験、能力を確認するこ

と。

- (3) 本事業の実施に当たっては、別に示す「都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き」に基づいて実施すること。
- (4) 本事業で収集した個人情報等の管理に際しては、関係法令やガイドライン等に基づき、情報管理に万全を期すこと。
- (5) 本事業で収集した個人情報等について、調査担当者や、各会議、委員会に出席する委員等に対しても、個人情報の取扱いを徹底すること。

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

1 事業の目的

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常 14 回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、市区町村とする。事業の全部又は一部を医療機関等へ委託することができる。

3 事業の内容

多胎を妊娠している妊婦一人当たりにつき、1 回 5,000 円分の健診費用を、5 回を限度として支援する

4 留意事項

- (1) 本事業の利用については、妊婦健康診査の支援を超える健診が生じた場合に、超えた部分に対して補助を行うこと。
- (2) 妊娠の届出時等において、多胎妊婦を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、訪問等により受け付けるなど、多胎妊婦の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 当事業を利用する多胎妊婦に対して、多胎妊産婦等が利用できる事業を積極的に案内することにより、安定した妊娠・出産ができるように配慮すること。

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

1 令和2年7月豪雨

(1) 事業目的

令和2年7月3日からの豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という）により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等

(3) 実施主体

事業の実施主体は、(4) ①については令和2年7月豪雨により被害を受けた県（以下「被災県」という）内の市町村（以下「被災県内市町村」という）とし、(4) ②については被災県及び同県内の指定都市、中核市とする。

なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

(4) 事業内容

被災県及び被災県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

② 保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。

2 令和6年能登半島地震

(1) 事業目的

令和6年能登半島地震により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

令和6年能登半島地震において被災した妊産婦及び乳幼児等

(3) 実施主体

事業の実施主体は、(4) ①については令和6年能登半島地震により被害を受けた県（以下「被災県」という）内の市町村（以下「被災県内市町村」という）とし、(4) ②については被災県及び同県内の指定都市、中核市とする。

なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

(4) 事業内容

被災県及び被災県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 相談支援等事業

1の(4)①に同じ。

② 保健師等に対する研修の実施

1の(4)②に同じ。

母子保健対策強化事業

1 事業目的

市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品の整備など、妊産婦等に必要な支援が行われるよう市町村の体制強化を図る。

また、都道府県において、管内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、管内市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うため、管内市町村、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係団体による協議の場（以下「協議会」という。）の設置や、広域支援の推進等を実施する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、3（1）の事業については市町村とし、3（2）の事業については都道府県とする。

なお、事業の全部又は一部を民間事業者等及び都道府県が指定する医療機関等に委託することができる。

3 事業内容

（1）母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

市町村において妊産婦等への支援体制の強化等を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を行うものとする。（複数実施可）

- ① 両親学級等のオンライン実施に必要な体制整備
- ② SNSを活用したオンライン相談に必要な体制整備
- ③ 母子保健に関する記録の電子化
- ④ 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- ⑤ その他母子保健対策強化に資する取組

（2）母子保健に関する都道府県広域支援強化事業

I 母子保健事業等推進体制整備事業

都道府県において管内市町村や成育医療等に係る関係団体との連携を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を実施するものとする（ただし、①の取組の実施は必須とする。）。

- ① 成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握や広域的な調整を行うため、主に以下の事項に関する協議を行う協議会の設置・開催
 - ア 都道府県及び市町村の成育医療等に関する計画の策定に関すること
 - イ 母子保健事業（各種健診や産後ケア事業など）の実施状況等に関するデータ収集・分析、課題の把握等に関すること

- ウ 母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保に関するこ
と
- エ 母子保健に関する住民のニーズ調査に関すること
- オ その他協議会において協議することが適当と認められる内容に関
すること

- ② 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- ③ 母子保健事業のポスターやパンフレットの作成等による普及啓発
- ④ 母子保健事業の実施のための手引書の作成

II 各種健診等管理等事業

都道府県において管内市町村の各種健診等の均てん化や精度管理等の支援を行うため、地域の実情に応じて、次の取組を実施するものとする。併せて、この取組により把握した管内市町村や医療機関等の状況、必要なデータ等について、必要に応じて協議会に報告・提供を行うことで、協議会での分析や方針決定につなげ、P D C Aサイクルによる取組を実践していくものとする。

①各種健診等の検査結果の情報集約及び共有

各種健診等の検査結果において、要再検査（リファー）・要精密検査と判断された児が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、精密検査機関及び市町村と情報共有を行い、当該児が漏れなく精密検査を受検できるようにする。

また、当該児が精密検査を受検後、必要に応じて速やかに療育機関につながるよう体制を整備し、併せてその状況を把握する。

②市町村への支援・指導等

管内市町村において、各種健診等の検査の受検状況等の把握や集計が行われているか確認をするとともに、要再検査（リファー）・要精密検査の割合や精密検査により疾患が指摘された者の割合等を集計したデータを市町村にフィードバックするなど、市町村に対して適切な支援・指導等を実施する。

③ 相談対応等

- (ア) 保護者等からの相談への対応や、精密検査機関及び療育機関の紹介
- (イ) 医療機関等・市町村からの各種健診等の検査に関する相談対応

④ 検査状況・精度管理業務

各種健診等の検査を実施している医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や精度管理を行う。

⑤ その他各種健診等の体制整備に必要な事項

4 留意事項

- (1) 3（1）の事業について、各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備を行う場合については、健診（屈折検査機器を導入する場合には屈折検査）の受検者数・未受診者数・受診率・検査結果や、精密検査の実施状況等を把握し、集約するとともに、必要に応じて適切な支援を提供する体制を整備すること。
- (2) 3（1）の事業について、相談支援等を担う職員の給与及び諸手当等は、対象としないこと。
- (3) 3（2）の事業について、都道府県は、管内市町村における各種健診等の検査実

施状況（公費負担の実施、検査の受検者数・未受検者・受検率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援等に関する状況）や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。なお、協議会については、名称や設置形態を問わず、既存の協議の場等を活用することとして差支えない。

- (4) 3 (2) II ①を実施する場合は、関係機関との協議の場を活用するなどにより、管内市町村や医療機関と連携を図って、各種健診等の検査の受検状況を把握し、及び必要に応じて速やかに療育機関へつなげられるようにすること。
- (5) 本事業で収集した個人情報等については、関係者以外が触れることができないよう管理し、関係者間で共有する場合には本人の同意を得るなど、十分に注意すること。
- (6) 原則として、別途国庫補助が行われている取組については、本事業の対象としない。

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

1 事業目的

低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。また、出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業と一体的に本事業を実施することにより、両事業を効果的に推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

3 対象者

市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる者とする。

ただし、当該者の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の事項に同意する者に限る。

事項① 所得の状況を確認するため、市町村が世帯の課税状況を確認すること。

事項② 妊婦健康診査を受託する産婦人科医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、当該者に対する支援に必要な情報（妊婦健康診査の未受診の状況や、家庭の状況等を含む。）を共有すること。

4 事業内容

次の（１）及び（２）を実施することとする。

（１）初回の産科受診料の費用の助成

初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用をいう。以下同じ。）の一部又は全部を助成する。

（２）関係機関との連絡調整

本事業において把握した支援が必要な妊婦について、必要な支援が提供されるよう、関係機関との連絡調整を行うこと等により、適切な連携を図る。

5 留意事項

本事業は、市町村における妊婦支援に係る体制を整備するものであるため、次のとおり実施することとする。

（１）本事業は、こども家庭センターの窓口業務として実施すること。

（２）本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援による妊娠届出時の面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯等に対する支援制度（各種

子育て支援事業の利用料減免制度など)を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。

(3) 本事業による支援対象者に対して、必要に応じてサポートプランを作成し支援を実施すること。

(4) 対象者に対する初回の産科受診料の助成については、産科医療機関を受診する前に、こども家庭センターの窓口で相談に訪れた対象者に対して、あらかじめ当該受診に係る受診券等を交付する方法や、産科医療機関を受診後、妊娠の届出時において、助成の申請を受け付け、償還払いにより当該費用を助成する方法など、対象者の利便性に配慮した方法により行うこと。

妊婦訪問支援事業

1 事業目的

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

2 事業内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦や妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、妊婦健康診査の受診を促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ。

3 対象者

- (1) 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦
- (2) 妊婦健診未受診の妊婦
- (3) その他、継続的に状況を把握することが必要な妊婦

4 事業の実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

5 留意事項

- (1) 妊婦の家庭を訪問する者は、助産師、保健師、看護師、その他本事業を実施するに当たり市町村が適当と認める者とする。
- (2) 妊婦の状況に応じ、こども家庭センターや、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、必要な支援を提供するものとする。